

前橋市教育委員会ネットワークへの不正アクセスに係る教育長の報酬自主返納等について

1 教育長の報酬自主返納について

(1) 自主返納理由

平成30年3月、教育委員会が運営する「前橋市学校教育ネットワークシステム(MENET)」が外部から不正アクセスを受け、個人情報が出た可能性の高い事態を招き、児童、生徒及び保護者に不安を与え、市の信用を失墜させた。そこで、教育委員会を代表する教育長として責任を感じ自主返納しようとするもの。

(2) 自主返納内容

給与月額765,000円 10/100 3か月間(合計229,500円)

2 関係職員の処分について

(1) 処分内容

教育次長	訓告処分(厳重文書注意)
指導担当次長	訓告処分(厳重文書注意)
総務課長	訓告処分(厳重文書注意)
学校教育課長	訓告処分(厳重文書注意)
ほか関係職員3人	訓告処分(文書注意)

(2) 処分理由

今回の事案発生に繋がる直接の非違行為はなく、懲戒処分には当たらないと考えられるものの、事案に対する責任は免れないことから、訓告処分とし上記処分としたものである。

(3) 処分年月日

平成30年9月10日

3 再発防止策

平成30年8月9日付けで「前橋市教育情報ネットワーク(MENET)セキュリティ対策実施方針」に示した方針に基づき、再発防止に努めてまいります。

4 被害情報等

- ・ 窃取したと見られるファイルがインターネット上に公開されていないか監視を続けていますが、現時点で公開は確認されていません。引き続き監視を続けます。
- ・ 個人情報の流出に関する通報は現時点でありません。
- ・ 群馬県警の捜査は引き続き行われています。